

宛先

川崎市長 福田 紀彦

川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金交付に関する令和6年度届出等について（通知）

日頃より本市制度融資の運営に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金」（以下、「本補助金」といいます。）の交付予定対象者の皆様におかれましては、次回交付（令和7年5月交付予定、申請は金融機関が行います。）の審査のため、納税証明書の提出と申請に関する事項に変更がある場合の届出等をお願いいたします。

1 【全申出者必須】川崎市納税証明書提出：川崎市金融課あて、令和7年2月26日必着

「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金」については、要綱第4条第2項で定めるとおり、市税（市民税／法人市民税）の滞納がないことが交付の要件となっています。

毎年交付するため、納税証明書については毎年川崎市金融課に提出していただく必要があります。納税した領収書では納税証明になりませんのでご注意ください。

※納税証明書を申請する際には市税事務所窓口の本通知を必ずお持ちください。

今回御提出いただく納税証明書（令和6年度申請用）

<前回証明後から令和7年1月末納期限までの決算期の納税証明書>を提出

【前回提出済の納税証明書の期間】 R4.10.1-R5.9.30 期分

【今回提出いただく納税証明書の期間】 R5.10.1-R6.9.30 期分

対象の納税証明書の
期間を掲載しています。

※複数の決算期分となることがあります

※前回提出いただいた納税証明書から継続して納税していることが分かることが必要です。

前年度の証明時から直近1決算期分の納税証明書を毎年提出してください。

前回申請時から1決算期分であると切れ目が生じる場合は、2決算期分の納税証明書をご提出ください。

※個人事業主の方は、市民税納税証明書または非課税証明書（非課税の場合）を提出してください。

※市民税／法人市民税の納税証明書が提出されない場合、本補助金の交付はできません。

次年度以降の受給権も失うのでご注意ください。

また、本補助金の交付の申請等に関する一切の権限を委任している金融機関に対しても、市税を滞納している事実を記載した不交付決定通知を送付します。

2 【該当があれば提出必須】各種変更の届出：市金融課あて：令和7年2月26日必着

申出事項に変更がある場合のみ、令和7年2月26日までに、川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金変更届出書（様式第8号）と添付書類を市金融課あて提出してください。

※本市受領後、受任者である金融機関に写しを送付します。

裏面に続く

(申出事項等の変更の届出)

第11条 申出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、「川崎市中小企業災害対策特別資金利子補給補助金変更届出書（以下変更届出書（様式第8号）という）」により、必要な書類を添え、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 契約の**条件変更**を行ったとき。⇒変更届出書（様式第8号）＋償還予定表の写し
- (2) **住所・氏名及び印鑑**（会社及び協同組合にあっては、所在地・名称及び代表者の氏名）等の変更⇒変更届出書（様式第8号）＋暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号）（以下同意書）
- (3) **役員の変更**があったとき。⇒変更届出書（様式第8号）＋同意書
- (4) 買収及び合併により存続会社になったとき。⇒変更届出書（様式第8号）＋履歴事項全部証明書
- (5) **主たる事業の変更**等があったとき。⇒変更届出書（様式第8号）＋履歴事項全部証明書
- (6) 委任状（様式第3号）に記載した取引銀行及び**振込口座の変更**があったとき。⇒委任状
- (7) その他市長が届出を必要と認めたとき。

2 申出者等が前項の届出を基準日までに怠り、利子補給金が交付できなかった場合は、当該年度の利子補給金は交付しない。

3 【該当があれば提出必須】廃業等について:市金融課まで連絡:随時

本補助金は、廃業した場合等、以下に該当するときは、交付の対象になりません。
該当がある場合のみ、市金融課までご連絡ください。該当無ければ連絡不要です。

- ・破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始又は**特別清算**手続開始の申立てがされた
- ・金融機関の**取引停止処分（第1回不渡りを含む）**を受けた
- ・債権者集会により**私的整理**が開始された
- ・買収や合併等により**消滅会社**となった
- ・**廃業又は移転**等により、川崎市内に事業所又は事務所がなくなった
- ・個人事業主で**代表者が亡く**なられた

4 納税証明書・変更届出書の提出について

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ①郵送または持参 〒212-0013 川崎市幸区堀川町66-20 産業振興会館5F 川崎市金融課
- ②FAX送信 044-544-3263
- ③川崎市オンライン申請システムからの提出
<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/3d70dcac-6a33-4289-8ca5-17ca851d07ad/start>



5 利子補給金振込完了後の川崎市ホームページでの公表について

振込が完了しましたら下記ページにてその旨公表します。
様式をダウンロードしてお使いいただけます。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000115186.html>



6 川崎市からの通知及び振込名義について

川崎市から事業者の方への利子補給補助金振込人名義を以下のとおりとします。
川崎市からは交付（不交付）決定や、振込について個別に通知しません。

- (1) 振込人名義：川崎市台風利子補給補助金（カサキタイフウシキョウジョキョ）
- (2) 振込時期：令和7年5月（予定）

問合せ先：金融課 指導係担当 生田
電話：044-544-1846
FAX：044-544-3263